

——特集・変成する言葉——古代文学の書物——シンポジウム(1) 異物化する文字と音声——文字によって喚起される音声が見知
 身体・知

文体が生成する場所

——「声」と「文字」の〈あいだ〉をめぐって^①——

西澤 一光

上代散文の諸作品は、それぞれの作品のなかに於て、それぞれの個性的表現、即ち別々の「国風」をもつ。

小島憲之『国風暗黒時代の文学』^②上

純粹かつ厳密に音声的であるようなエクリチュールは存在しない。(…) 純粹に音声的なエクリチュールが存在しないのは、純粹に音声的なフォォーネー(「音声」が存在しない)からなのだ。^③

ジャック・デリダ『哲学の余白』^③

1. 文字言語と文体

暗い洞窟の奥を向いている筆者の背後で先賢の叡智が光を投げかけている。エクリチュール^④そのものの生成が問われる場面では、同時に、文体の生成が問われているのだ、と。

さて、第一の銘によれば、上代散文体の多元性は漢籍のなかで書くことによってもたらされているのだ。ところで『古事記伝』の作者が辿ったのは、まさに、漢籍のなかで書かれたものとして『古事記』をよむ(訓む・読む)という道であった。宣長は漢文体で書かれた『古事記』を「古語のふり」(古語の文体)を求めて読んだのだ。

第二の銘を書いたデリダは、引用箇所直前で、純粹に音声的なエクリチュールという考え方自体を「或る巨大な偏見」として斥けるのだ。「音声的と言われるエクリチュールは原理上ならびに権利上(…)自己自身のうちに非音声的な「記号」(句読点、間、等々)を許容しないかぎり機能しない」^⑤からだ。まさしく「純粹に音声的なエクリチュール」など存在しないのだ。つまり、純粹な「表音文字」も、純粹な「表意文字」も存在しないのである。

デリダ哲学の表現は難解である。しかし、純粹に表音的なものに見える言語は、それを可能にする「非音声的な『記号』」によって可能になっているという指摘は、哲学固有の問題を超えて妥当するだろう——西欧のアルファベット文明を超えて。

たとえば、奈良東大寺の正倉院に残された仮名だけで書かれた二通の文書——天平宝字六年(七六二)頃のものといわれる「正倉院仮名文書」(甲種・乙種)——である。

「甲種」には文の切れ目を「スペース」で表示する方法が見出されるが、この「スペース」は表音的な言語が機能し得る条件として機能している^⑥。

「スペース」は、実は、単なる非在ではなく、一つの文の終止／成立を告げている。その意味で、不可視の、あるいは聴取不可能なものとしての「スペース」はエクリチュールの一環なのであり、文体の生成に与かっているのだ。

ただし、この甲乙二種の「仮名文書」は、「スペース」の有無以上に本質的な問題——文体の問題——を提起している。

奥村悦三は、甲乙二通の書状がいずれも「漢文を下敷にしている」のであり、「暮しのことばから生まれた庶民の手紙など、奈良時代には存在しなかった」と述べている。つまり、「やまと言葉」で書かれた手紙と言う形式そのものが「すべて漢文書簡を模倣したものだったろうと考えられる」⁸⁾わけで、純粹な音声言語とそれを写像するところの表音文字という形而上学の夢はここでも見事に破れるのだ。いや、これはむしろ、文字言語と文体の相関性は表音的エクリチュールにおいてこそ一層強く機能するものであることを示してさえいるだろう。

2. 『古事記』の書記と文体

要するに、「仮名文書（乙種）」の如く、スペースもなく、仮名を羅列しただけの文字言語がメッセージを伝達し得るのは、手紙の形式と手紙用語が読解格子の機能を果たすからなのだ。したがって、一見表音的エクリチュールに見えるところのそれは文字言語の文体で書かれているのであり、「仮名文書」は漢籍の文体の上に可能になっているのである。

しかし、問題は、仮名のエクリチュールに留まらない。

漢字に対する訓みがいくつかの条件によって固定し得る場合

には、訓字もまた、仮名文字と全く同様に、邦語を一義的に書き表し／訓み出し得るからである。

例えば『万葉集』の訓詁とはその条件の探索だと言って良い。『万葉集』の歌は、訓字主体書記（宣命大書体）か真仮名主体書記で書かれている。前者は「詞」（名詞や動詞など実質的な概念を表す要素）を訓字で書き、「辞」（助詞・助動詞など状態性を表す要素）を真仮名で書くという方法であって、訓字の部分の訓みに決定不可能なものを残すとは言え、書き手の側には一定の訓み方が想定されていたはずである。そもそも、訓字主体書記とは、漢文訓読の逆を行った方法なのであって、倭文・倭語を直接書くことの志向から生じた文体なのである。

煎じつめれば、訓字主体であれ、真仮名主体であれ、表語的エクリチュールなのであり、倭文体を志向したものなのである。問題は『古事記』である。

太安万侶は、『古事記』本文を、述語を客語の前に置くという漢文のシNTAXに則って書いている。『古事記』は、漢文式の返読によって読み得るように書かれているのだ。これは文字を基本的に倭語のシNTAXで書き並べていく『万葉集』の歌のテキストとは根本的に異なる方法である。また、それに応じて、漢文独自の「助字」を、『万葉集』以上に、文の骨格を書き表すために用いている。

すでに『万葉集』の巻一二の原形が編まれていたであろう元明朝当時、倭文を書く文体としての宣命大書体は確立している。そのことは、藤原宮址から出土する木簡に記された宣命からも確かめられる。⁹⁾

にもかかわらず、なぜ安万侶はそれを使用せず、漢文のシNTAXで倭文を書き表したのか。

今日でも『古事記』を「倭文体」として考察する論者がいるが、それでは『古事記』の文体が反転式に書かれており、かつ、文の結構を漢文助字によって構築しているという事実から目を逸らす結果になろう。

同時に、山口佳紀による「すみずみまで一定の日本語で訓まれることを期待するというほど、窮屈なものではなかった」という把握をも考え合わせるならば、『古事記』のエクリチュールが目指している表語性の水準は『万葉集』などのそれよりも遥かに緩やかなものだったことになる。『古事記』は常に一義的な訓み方を求めているのである。

要するに、『古事記』は、『万葉集』のような精確な表語性のある程度犠牲にしても、漢文体の枠組みをベースに書くという方向をとったということになる。やはり問題は、『古事記』がなぜ漢文体で書かれているのかというところから出発しなければならぬだろう。

その根拠の一端について、後の節でも見るが、他ならぬ宣長が述べているのである——「か、れば此記を撰定（せんてい）ばれつるころも、歌祝詞宣命などの余には、いまだ仮字文（かじぶん）といふ書法は無かりしかば、なべての世間のならひのま、に、漢文には書れしなり」と。

つまり、『古事記』撰録当時は歌・祝詞・宣命以外は、漢籍の文体で記すのが世間のならいだった。だから、『古事記』も大方は漢文体で書かれたのだと宣長は考えた。

この点に関する宣長の主張はイデオロギッシュなものではなく、実は歴史的事実である。漢字のエクリチュールは漢文体を書くためのものであつて、かつ、律令制は漢文体の文書によって機能していた。「なべての世間のならひのま、に、漢文には書れしなり」という把握は当時の文字を規制する状況を言つたものに他ならないのである。

それでもなお、なぜ、安万侶は、『万葉集』や宣命の如くに書かなかつたのかという疑問は残るだろう。

しかし、小谷博泰が指摘しているように、宣命大書体は「読みにくい」のだ。それゆえ、「訓字と送り仮名の区別しやすい表記、すなわち宣命小書体」に移行していったのである。

少し言葉を補おう。つまり、宣命体は文をどこで切るのかが分かりにくいのである。文の分節箇所が判明しなければ個々の文字が訓字として用いられているのか、真仮名として用いられているのかさえ決定できず、その結果、全文体の訓を正しく得られないという事態が生じる。このことは万葉歌についてさえまますじ得るのである。

試みに宣命大書体のテキストと小書体のテキストを較べてみよう。

a 止詔大「御命」乎諸聞食止詔^⑮

β 随神所思行（まがは）佐久止詔天皇天命乎諸聞食止詔^⑯

a は藤原宮址出土の宣命木簡の一部（裏面残存部）で「……と詔りたまふ大御命を諸聞き食へと詔る」と訓まれる。βは「統紀」宣命第一詔の第一段の文言で「神ながら思しめさくと詔りたまふ天皇が大命を諸聞きたまへと詔る」と訓まれる。a

も、古音系の仮名文字「止」や仮名専用といつてよい「平」を用いることで分節の便を図った可能性があるが、それでも語句の切れ目を見つけるのは困難である。βは真仮名が小書きされることで切れ目ははっきり示されている。

こういう例を見れば、訓字と真仮名とを交用する書記がいかに訓みづらいものであるかが一目瞭然となろう。

ここで思い出すのは、九世紀末の『新撰万葉集』の作者が『万葉集』の文体を「文句錯乱、非詩非賦、字対雑糅、難入難悟」と評していることである。

特に「文句錯乱」というのは、『万葉集』の音訓交用体について言ったものではないかと推測されるのだ。

一方では純粹漢文に習熟し、他方では平仮名で歌を書く技を持つに至っていた平安朝の知識人にとって、『万葉集』の音訓交用の文体はもはや他者の言語であつたわけである。

その万葉歌が同時代において読み得るものであつたのは、それらが五音句七音句の繰り返しによって成り立つ形式の歌であつたことや、「辞」（真仮名）が句の切れ目に来ることが語句単位を見出す手掛かりとなつたことによるのだろう。その万葉歌でさえ句切れを見出すのがしばしば困難を極める以上、音訓交用体を散文に適用するのは実用的とは言えない。散文には韻律による分節は存在しないのだ。

こうして見ると、八世紀の初頭段階にあつて『古事記』を書物として読み得るものとするためには、安万侶は漢文のシンタクスに依拠せざるを得なかつたというのが実情ではあるまいか。漢文体は形の上で句や文の単位を明確に把握できるという

利点を持つているし、また、識字層を構成する人々にとって漢字文字列はまず漢文として映じたはずだからである。たとえば、文と文とを繋いでいくにしても、「故」で順接条件を、「雖」で逆接条件を表し、「而」で並列や継起関係を表すなどの方法は非常に訓みややすい文字列を創つたはずである。

3. 太安万侶の言語理論

しかし、真の問題はさらにその先にある。

『古事記』のテキストは、『日本書紀』が純粹漢文として書かれたのとは異なり、宣長が指摘しているように、「ひたぶるの漢文にもあらず」（一九）なのであつて、「久羅下那州多陀用弊流」などのような仮名書きの箇所もあり、「在祁理（在けり）」や「吐散登許會（吐き散らすとこそ）」のような宣命大書体のような箇所もあるのだ。

たとえば、伊邪那岐命・伊邪那美命の二神が天の浮橋から天の沼矛を指し下ろしてかきまわす場面は、

故、「二柱神、立訓立云云多志。天浮橋訓此七字以音而、指訓此七字以音下其沼矛訓此七字以音以畫者、
鹽許々袁々呂々迹訓此七字以音畫鳴訓此七字以音而、引上時訓此七字以音、
而、指下者、画鳴而、引上時」というまことに整然たる結構をなしていることが分かる。その際、「故」「而」「者」などの漢語の助字（虚詞）がその明確な文体を構築するために機能しているわけである。

しかし、同時に安万侶は、「立」については「訓立云云多志」と注し、訓を一義化しようとしている。「画鳴」の「鳴」につ

いても「那志」と訓むように注している。また「塩許々袁々呂々迹画鳴而」の行文のうちの「許々袁々呂々迹」の「七字」には「音」をもちいよと注している。結論からいえば、安万侶には「コロコロニ」が「上古」の言葉を表すための鍵となる要素と判断されたのであろう。

また、国生み・神生みに際して、伊邪那美命は伊邪那岐命に対して「阿那迹夜志愛上袁登古哀」と呼びかけ、伊邪那岐命は伊邪那美命に「阿那迹夜志愛上袁登賈哀」と呼びかけたとある²⁰。ここでの「結婚」と「出産」は『古事記』のなかでも特に聖なる場面と言つて良い。その際の「求婚」の言葉の記述に關して安万侶が一字一句も違えずに精確に記そうとしたのは当然であらう。

同様に重要な迹迹藝命の降臨の場面でも、

故爾、詔^二天津日子番能迹迹藝命^一而、雖^二天之石位^一、押^二分天之八重多那^{此二字以音}雲^一而、伊都能知和岐知和岐弓、自^{伊以下十字以音}於^二天浮橋^一、字岐士摩理、蘇理多々斯弓、^{自字以下一字亦以音}天^二降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣^一。

自入以下六字以音。

と、「いつのちわさちわきて」「うきじまり、そりたたして」「くじふるたけ」など聖なる伝承の骨子に関わるらしい言葉は真仮名で書かれる。『古事記』のテキストは、『万葉集』の達成を受けた上で、さらに声注までを加えるという、当時の書記技術を集集することによって書かれているのである。

このように、『古事記』は、漢文という大枠の所々に仮名書きや宣命大書体を埋め込んで、一義的に倭文を訓み出すことを

求めるように書かれているのである。

なぜ、安万侶は、そのような複数のシステムを統合した複雑系的な書記システムを採ったのであろうか。

これもまた、安万侶自身の言葉によって説明されているとおりであろう。

上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難。已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄。云々（上古の時は、言と意と並に朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於ては即ち難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に逮ばず、全く音を以ちて連ねたるは、事の趣更に長し。是を以て、今、或は一句の中に、音と訓とを交へ用あつ。或は一事の内に、全く訓を以て録しつ。云々）²¹

つまり、上古の言葉はその表現も意味も素朴で文字言語によって文章化するのには難しく、すべて「訓」で書いたのではその朴なる意（心）に届かないし、かと言ってすべて「音」で書いたのではことさらに長々しくなる（意味がとりにくい）。だから、同じ句の内部を音訓交用で書いたり、すべて訓で書いたり、その都度最適な書記法をとったというのである。

要するに、漢字と漢文という他者の言語によって自土の、しかも「上古」の言葉を言語化するための方法が複数の書記システムの併用だったということだ。

4. 宣長のテキスト理諭

実は、本論と同じ趣旨のことはほとんど本居宣長によって

言われてしまっているのである。今、『古事記伝』「一之巻」
「文体の事」の項の冒頭部を縮約して要旨を示そう。

宣長はまず、『古事記』では「すべての文、漢文の格に書か
れたり」と大きく捉える。その上で、「いかなれば漢文には物
せられつるぞといはむか」と問いを立てる。そして、元来「大
御国にもと文字はなか」つたのであるが、「外国より書籍と云
物渡参来て」、「其文字を用ひ、その書籍の語を借て、此間の
事をも書記すことに」なった結果「万事、かの漢文の格のま、
になむ書なら」うようになった。「かの物語書など」のように
倭言葉で書くということは「今京になりて、平仮字といふもの
出来ての後に始ま」つたことである。結局、『古事記』が撰録
せられた時代には、「歌と祝詞と宣命詞」などのほかは「な
べての世間のならひのま、に、漢文には書れしなり」というのだ。
見たとおり、テキスト理論に関する宣長の主張はイデオロ
ギッシュなものではなく、歴史的なのである。つまり、『古事
記』という書物のエクリチュールは、その時代のエクリチュール
のシステムの中で書かれたのであり、だから、その時代のエ
クリチュールとして見るべきだというのが彼の主張にほかなら
ない。

ただ、宣長には契沖という先達があった。契沖は『万葉集』
を当時の言語体系において訓むという方法を開拓し、基礎し
た。『排蘆小船』の宣長はそのことをはっきりと認識して書い
ている。宣長の『古事記』研究は、平安以前の、奈良朝の言語
体系に関する確固たるイメージから出発することができたので
ある。

ここで宣長のテキスト理論全体の構成を確認しておこう。実際
には、『古事記伝』「一之巻」全体が、『古事記』を読むための
テキスト論だと言える。だからこそ、「一之巻」は、『古事記伝』
四十四巻の「総論」とされてきたわけである。以下に「一之巻」
の構成する九つの項目を掲げ、筑摩版『本居宣長全集』第九巻
のページ数を付す。

- ① 「古記典等総論」(三二七)
- ② 「書紀の論ひ」(七一—四)
- ③ 「旧事紀といふ書の論」(二四—一五)
- ④ 「記題号の事」(二五—一六)
- ⑤ 「諸本又注釈の事」(二六—一七)
- ⑥ 「文体の事」(二七—二〇)
- ⑦ 「仮字の事」(二〇—三一)
- ⑧ 「訓法の事」(三一—四八)
- ⑨ 「直毘靈」(四九—六三)

さて、上記①～⑨は内容上三部に分かれる。

I. ①「古記典等総論」から⑤「諸本又注釈の事」まで。書
物としての『古事記』の位置づけに関わる。ここでの主た
る課題は、『古事記』はなぜ読まれるべきかにある。

II. ⑥「文体の事」から⑧「訓法の事」まで。『古事記』を「古
伝」として読むための原理的知見と具体的知見を言う。

III. ⑨「直毘靈」。『古事記』が「異国の萬づの道にすぐれて、
正しき高き貴き」「神の道」を記した書物であるというこ
とを述べる。『古事記伝』の形而上学と呼ぶべき部分。

「一之巻」の執筆は、「三之巻」(＝神代一之巻)、「四之巻」(＝

神代二之卷)の注釈と並行して、幾度かの推敲を経て書き進められたことが分かっているのだが、Ⅱの⑥⑦⑧は、それを最も豊かに反映した部分であろう。小林秀雄によれば、なかでも「訓法の事」が「宣長の努力の集中したところ」だといふのだが、いわば「訓法の事」は「文体の事」と鏡像関係にある理論を述べる節である。大粹・漢文体、部分的には精密な倭文体——という『古事記』特有のエクリチュールを実践的にはどう訓読するかを課題とする節である。

さて、「訓法の事」は、さらに、『原理的準則部』(三七・一)と《各論部》(三七・二〜四八)とに分かたれるのだが、今、紙数の関係で、議論をこの《原理的準則部》の一端に限定せざるを得ない。

ここで、宣長は、まず、前半(三一〜三二・九)で、「古語」を重く見るべき理由と根拠を厳密に述べる。このことは、すでに①の「古記典等総論」で言われていることの再説でもあるのだが、①が『日本書紀』『続紀』を検討した歴史的な分析を軸に書かれているのに対し、⑧は「古事記」の「上表文」の読みこみを軸として展開している。それによれば、『古事記』成書化の過程は次のような諸段階として整理されることとなる。つまり、

(1)天武が「帝紀」を「撰録」し、「旧辞」を「討覈」しようとの「詔」を発したこと。

(2)天武が阿礼に「勅語」して「帝皇日継」と「先代旧辞」とを「誦習」させたこと。

(3)元明帝の「詔」阿礼の「語のふり」に即しての書録。

という三段階である。

つまり、「古事記」の「上表文」によれば、「帝紀」並びに「旧辞」の「撰録」や「討覈」——つまり『古事記』編纂——の事業は天皇(天武)の「詔」によって発意され、かつ、天皇は稗田阿礼に書物となるべき内容を「誦習」させた。しかし、それは書物としての完成を見ずにいたのであるが、約三十年ほど後の元明帝が「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰ひ録して献上れ」との「詔」をくだして安万侶が「古事記」を撰録して献上したということになる。

「しかし、……」と宣長は考えたのであろう、「もし語にか、はらずて、たゞに義理をのみ旨とせむには、記録を作らしめむとして、先人の口に誦習はし賜はむは、無用ことならずや」と。なぜ、天皇は阿礼に「誦習」させたのか、単に記録を作らせるのであれば、それに先立って人の口に「誦習」させることは「無用ごと」ではないか。

これに対する宣長の考えはこうである。

当時、書籍ならねど、人の語にも、古言はなほのこりて、先はてぬ代なれば、阿礼がよみならひつるも、漢文の旧記に本づくとは云ども、語のふりを、此間の古語にかへして、口に唱へこゝろみしめ賜へるものぞ、然せずして、直に書より書にかきうつしては、本の漢文のふり離れがなければなり。

つまり、天武が阿礼に命じたのは漢文の「熟誦」「誦習」なのである。

その目的は、漢文体で書かれた旧記をいったん自土の「古語」

に還して、「漢文のふり」（漢文体）を払拭するためだと宣長は考えた。

いったい稗田阿礼という舎人は、二十八歳の時に「帝皇日継」と「先代旧辞」の「誦習」を天武から命じられ、かつ三十年ほど後の元明天皇が特に「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞」云々と詔したと安万侶が書いている以上、そこに「古語のふり」を重視する意図が働いていたと考える宣長の推論には根拠があるし、また、論理的でもある。

また、既に見てきたように、安万侶自身「上古の時」の「言意」を書き表すために並大抵でない文体を構築してもいるのである。^②「一字一言といへども、みだりに」（三三）はせず「古語のふり」に訓むべきだという宣長の主張は『古事記』のエクリチュールに沿ったものなのだ。

5. 「古語のふり」という概念

宣長の言う「古語のふり」は、彼の理想の投影でも何でもなく、現にあった倭文の資料のなかに見られている。

「訓法の事」の《原理的準則部》の後半で宣長は「漢のふりの廊らぬ、清らかなる古語を求めて訓べし」（三三）と言うが、それは、「古記」の中の「古語のま、に記せる所々」、続紀の宣命、延喜式の祝詞、記紀の歌、万葉集などによって学ぶべきだと言われている。むしろ、これらの資料には漢文から移り来た語のふり（「漢のうつり」）も混在しており、万葉歌も奈良朝以後は漢文の翻譯語も見えるからできるかぎり精査すべきだと断った上で、結局、「大かた那良よりあなたのをば、古語と定べし」

（三四）、「那良までに出来つるは、なほ古言と定めて、えさらぬ時は用ふべし」（三五）、「なべての地を、阿礼が語と定めて、その代のこ、ろばへをもて訓べきなり」（三五）という現実的な解決法を提示するのである。

要するに、宣長の作業は、白鳳から奈良時代の倭文の言語体系のなかで『古事記』をよむ（訓む・読む）という至極真っ当なものであった。そして、それは、方向性として、今日の『古事記』研究の方法的土台となってもいるのである。

さて、最後に二十年前に子安宣邦の行った宣長批判に触れておこう。子安によれば、宣長は「すでにある正しい音声言語」としての「美しくも文ある『口誦のエクリチュール』を復元しようとする『幻想』をもっていた人だったという。しかし、これまでの分析で示してきたように、宣長の言う「古語」は「すでにある正しい音声言語」などではない。宣長は、実証的文獻学の手続きによって帰納せられるところの白鳳から奈良時代の倭語の体系を「古語」として設定しているにすぎない。

安万侶が「朴」なる「上古」の「言」と「意」を書き表すために『古事記』特有の文体を構築したこと、さらに宣長がその『古事記』の文体を歴史的に分析する目的持ち主であったことは、この短い文章だけでもある程度示せたはずである。

注（1） 本論は、古代文学会二〇一三年度シンポジウム（六月八

日、共立女子大学）で行った発表をもとにしている。

（2） 小島憲之、『国風暗黒時代の文学』上、一九六八年、塙書房、

一五八ページ。

- (3) ジャック・デリダ著、高橋允昭・藤本一勇訳、『哲学の余白』上、二〇〇七年、法政大学出版局、三六一―三七七ページ。
- (4) この「エクリチュール」は、書く行為をも書かれた文字をも意味する。
- (5) ジャック・デリダ前掲。
- (6) 「乙種」には「スペース」がなく、きわめて読み難い字面となっている。
- (7) 奥村悦三「暮しのことば、手紙のことば」『日本の古代14 ことばと文字』一九八八年、中央公論社。
- (8) 奥村同前、三六九ページ。
- (9) 小谷博泰「上代文学と木簡の研究」二〇〇〇年、和泉書院。
- (10) 山口佳紀「古事記の表記と訓読」一九九五年、有精堂、三〇ページ。
- (11) 『古事記伝』「一之巻」「文体の事」。『本居宣長全集 第九巻』一九六八年、筑摩書房、一八一―一九ページ。
- (12) 小谷前掲書、二七二ページ。
- (13) 同前。
- (14) 拙稿「テキストとしての『万葉集』」「アナホリツシユ国文学 創刊一号」二〇二二年、響文社、三九ページ。同じく拙稿「集蔵体としての『万葉集』をめぐって」『古代文学52』二〇二二年、三七七ページ。
- (15) 沖森卓也、佐藤信『上代木簡資料集成』一九九四年、おうふう、一〇七ページ。
- (16) 『統紀』宣命の引用は岩波新大系による。
- (17) 注(16)に同じ。
- (18) 注(17)に同じ。
- (19) 『古事記』本文の引用は岩波古典大系と小学館新編全集を見合せた。訓注・音注は双行書きになっているが、敢えて一行書きに示した。
- (20) この「愛」に上声の声注の付されている意味については山口注(10)書は、「エヲトコ」「エヲトメ」の「エ」が愛すべき意の「え」(ア行)であって「善」の意味の「え」(ヤ行)ではないことを明示する機能を果たしているという。
- (21) 『古事記』訓読は新編全集によった。
- (22) 『本居宣長全集 第九巻』一七一―一八ページ。
- (23) 拙稿「万葉集」集蔵体論の展開——テキストと歴史の問題をめぐって」『万葉集研究 第三十四集』二〇一三年、塙書房。
- (24) 『本居宣長全集 第二巻』一九六八年、筑摩書房、七八ページ。
- (25) 『本居宣長全集 第九巻』「解題」、一五ページならびに一九ページ等参照。
- (26) 小林秀雄『本居宣長』一九七七年、筑摩書房、三六〇ページ。
- (27) 『本居宣長全集 第九巻』一九六八年、筑摩書房、三一ページ。
- (28) 天武朝と元明朝とは、倭語を書記する技術には格段の差があった。
- (29) 子安宣邦『本居宣長』一九九二年、岩波新書。
- (30) 子安前掲、八四ページ。